



今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

さわやかサロン

日時：9月8日（木）13時30分～
内容：つるし飾りづくり
一針一針に願いを込めて
作ってみませんか？

ペン習字(いきいき)教室

日時：9月12日（月）13時30分～
内容：「絵手紙」「実用的な書」など
準備：筆ペン
～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～



みんなの楽級

日時：9月19日（月・祝）
13時30分～
内容：つるし飾りづくり
8月みんなの楽級で制作する予定に
していた「つるし飾りづくり」を行います。

手話教室

日時：9月20日（火）19時30分～
持ち物：筆記用具
「手話で簡単な日常会話、
子どもから大人まで
楽しく学びましょう」



ゆとり教室

日時：9月26日（月）11時00分～
場所：上米積 老人憩いの家
法話：阪本 仁さん
「一緒に生命の大切さを考えましょう」

事業は、感染症対策を充分行っ
たうえで開催いたします。



倉吉市人権教育研究会 会員募集中

身近な人権課題に学び実践化につなげましょう。
年会費 1,000円 ※入会特典があります。
申し込み方法：会費を添えて右記へお申し込みください。
(随時受付しています。)

申し込み先：
○さわやか人権文化センター ☎28-2017
○倉吉市人権教育研究会事務局（人権政策課内）
☎22-8130 / fax23-9100
○倉吉市人権文化センター ☎22-4768
○やまびこ人権文化センター ☎28-4265
○はばたき人権文化センター ☎22-0232
○あたごふれあい人権文化センター ☎28-5440

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがあ
りましたら、どんなことでも、1人で抱え
こまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しま
したら、倉吉市人権政策課もしくは人権
文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話 28-2017

さわやか人権文化センターだより

さわやか

2022年9月1日発行 No.335
【発行所】さわやか人権文化センター
【所在地】〒682-0602
倉吉市上米積 1074-1
【電話兼ファックス】0858-28-2017
【メールアドレス】sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

作品づくり 楽しんでいます！



ペン習字教室では、毎月第3月曜日に、「絵手紙」の作品を制作したり、「実用的な書」の練習をとおして、筆文字を書くことや季節の作品を作ることを楽しんでいます。

8月の教室では夏野菜を題材に絵を描き、夏らしい作品に仕上げました。



筆ペンとパステルを使い、個性豊かな作品に仕上がっています。
参加される皆さんは1回の教室で、1枚～2枚の作品を制作し、作品づくりの合間の和気あいあいとした会話や、出来上がった作品を見せ合うことを楽しんでいます。



おいしそう

作品づくりで指先を使い、仲間との会話を楽しむことで、「久しぶりに出かけて話をしたり、作品づくりに取り組むことで、脳が活性化されたように感じる。」「みんなと楽しく過ごし、笑い合うことで元気になったように感じる。」などと話され、教室の参加を楽しんでくださっています。

出来上がった作品は、さわやか人権フェスティバルや、倉吉市解放文化祭などで展示をする予定です。

また毎月の作品を、さわやかギャラリー（さわやか人権文化センターロビーの一角）に展示しています。皆さまぜひご覧になってください。

身元調査をしない、させない、許さない

9月は「身元調査お断り運動推進強調月間」です

差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査は人権侵害です



わかりますか？身元調査で心まで

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。

聞き合わせによる身元調査のほか、近年では、戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得する事件も発覚しています。

差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図るため、身元調査を「しない、させない、許さない」というルールを築き、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。

一人ひとりが主役です



私たち一人ひとりが「身元調査は依頼しない、自分もしない！聞き合わせを受けても決して応じない！」という毅然とした態度や行動をとることが大切です。

※個人情報の不正取得や身元調査が原因で、今でも人の幸せや生命まで奪われる現実があります。

一人ひとりで考えてみませんか

- 知らない間に、身元調査されていたらどう思いますか。
- 自分の個人情報が他人に渡るとどんなことが起こると思いますか。
- なぜ、他人の個人情報を取ろう（調べよう）とするのでしょうか。
- 家族や親せきの結婚の賛成反対を判断するとき、あなたはどんな条件を考えますか。

なぜ、そう考えたのでしょうか。



身元を調べようとする思いに差別意識が潜んでいませんか？調べた結果、偏見や差別意識から相手に優劣をつけたり、排除してしまうことになるのではないのでしょうか。誰もが個人情報を『取られる側』にも『取る立場』にもなります。時には、誰もが差別の被害者や加害者となり得るのです。こうした事象は差別社会を維持するだけでなく、他の人の差別認識の形成に影響し拡散していくことにもなりかねません。

「身元調査お断り運動推進強調月間」の意義とあわせて、あらためて「本人通知制度」登録の徹底と運用の改正（被害告知）が求められています。

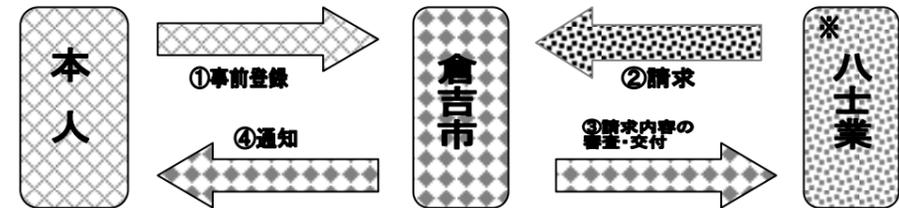
あなたの個人情報を守る「本人通知制度」



ご存知ですか？ 本人通知制度とは！

倉吉市に住民登録や本籍のある人が事前に登録しておけば、登録者の住民票の写しなどを代理人または第三者に対して交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。



【登録できる人】

- 倉吉市に住民登録がある人（過去にあった人）
- 倉吉市に本籍がある人（過去にあった人）

※八土業…弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士

【登録手続きに必要なもの】

- 本人通知制度登録申込書
- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真入りの住民基本台帳カード等）
- 法定代理人（未成年者の親権者、成年後見人）が申込む場合は、資格を証明する書類及び法定代理人の本人確認書類
- その他代理人が申込む場合は、本人が自署・押印した委任状及びその他の代理人の本人確認書類（家族の人が代わって申込まれる場合も、委任状が必要です。）

【受付窓口】

- 市役所第2庁舎1階市民課 ・ 関金支所
- エキパル倉吉行政サービスコーナー

【戸籍等（個人情報）が不正取得され悪用された具体的な事例】

- 身元調査（就職、結婚などに関すること）
- 暴力団などの捜査を担当する警察幹部の住民票を不正取得し、脅迫する電話があった。
- 個人の借入残高が分かる信用情報の不正入手。 ・ 個人の職歴情報の不正取得
- 行政書士による戸籍等不正取得事件（2021年8月発覚、県内11件）

※制度の改正により、当初、登録申請日から3年としていた有効期限をなくし、登録期間が無期限となりました。

なお、すでにご登録いただいている方は、自動的に登録期間が無期限となります。

重大な人権侵害や差別をされた当事者が全く知らない、分からないうちに個人情報が不正取得、悪用されることがあります。

「本人通知制度」に登録することだけでは、不正取得を防ぐことはできません。しかし、奪われた大切な情報が誰に渡り、どのように利用され、誰の権利が侵害されたのかを明らかにすることで原因を究明することに繋がります。

本人通知制度をみなさんで積極的に活用し、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害を防止しましょう！！